

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0831002 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 19 年 9 月 1 日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料・ 判断料区分	医科点数表区分
	注 釈	
血清中 抗 BP180NC16a 抗体	270 点 免疫学的検査 (144 点)	「D014」自己抗体検査 の「18」に準じる
	ア 血清中抗 BP180NC16a 抗体は、区分「D014」自己抗体検査の「18」の血清中抗デスマグレイン 3 抗体に準じて算定できる。 イ 血清中抗 BP180NC16a 抗体は、ELISA 法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。	

《適用拡大項目》

検査項目	実施料・ 判断料区分	医科点数表区分
	改正後の注 釈	
フィブリンモノマー複合体 定量精密測定	240 点 血液学的検査 (135 点)	「D006」出血・凝固検査 の「22」
	ア フィブリンモノマー複合体定量精密測定は、DIC、 <u>静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症</u> の診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。 イ フィブリンモノマー複合体定量精密測定、本区分「19」のトロンビン・アンチトロンビン複合体 (TAT) 精密測定及び本区分「20」のプロトロンビンフラグメント F1+2 精密測定のうちいずれか複数を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。	
淋菌核酸増幅同定精密検査	210 点 微生物学的検査 (150 点)	「D023」微生物核酸同定・ 定量検査の「3」
	ア 淋菌核酸増幅同定精密検査と本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、D012 感染症免疫学的検査の「12」の淋菌同定精密検査又は D018 細菌培養同定検査を併せて実施した場合は、主なもののみ算定する。 イ 淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR 法による増幅と EIA 法による検出を組み合わせた方法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又は SDA 法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。 <u>なお、SDA 法においては咽頭からの検体も算定できる。</u>	